

○愛知工業大学障がい学生修学支援に関する基本指針（ガイドライン）

本指針は、愛知工業大学における障がいのある全ての学生に関わる修学支援について定めるものとする。

1. 指針の趣旨

愛知工業大学（以下「大学」とする。）は、大学における障がいのある学生に関わる修学支援について「社会的障壁の解消に関する宣言」を公表し、大学において障がいのある学生が健常の学生と等しい条件のもとで学生生活が送れるように修学支援を行うことに積極的に取り組むものとする。

2. 基本原則

- (1) 大学は、本学に在籍する障がいのある学生が健常な学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう、授業保障、情報保障を中心に修学支援を行うものとする。
- (2) 学長は、本指針に定める目的を達成し、効果的な修学支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努めることとする。
- (3) 支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とする。
- (4) 障がいのある学生に対する修学支援は、原則として本人（及び保護者）からの支援要請に基づき行うものとする。
- (5) 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。
- (6) 具体的な修学支援内容は、受験時、入学時、学年の開始時の面談の際、大学と本人（及び保護者）が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供する。

3. 指針の適用範囲

この指針は、学生に適用される。学生には、学部または研究科の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、留学生等が含まれる。

4. 障がいのある学生の定義

「障がいのある学生」の範囲は、肢体不自由、聴覚・言語障害、視覚障害、病弱・虚弱、重複障害、発達障害などの「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とする。

ここで、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこととする。

5. 修学支援について

- (1) 上記、基本方針のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応を行う。
- (2) 個別対応の具体的事例は別に定める。

6. その他

- (1) この指針に関する事務は学生支援本部が行う。
- (2) この指針の改廃は、学生支援本部運営委員会にて決定する。

7. 参考

1) 障害に関する国際的分類

従来、障害に関して国際的には 1980 年に世界保健機構 (WHO) による「WHO 国際障害分類 (ICIDH)」が用いられてきた。この分類は 2001 年 5 月に「ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health)」として改定ならびに採択され、そこでは障害を「心身機能・構造」「活動」「参加」「環境因子」「個人因子」が相互に影響し合って生活機能に支障をきたす状態であり、個人と環境との関係で捉えていく必要があるとされた。

2) 「発達障害者支援法」の制定

2004 年 12 月に発達障害がある者に対する援助等について定めた法律として制定され、第 8 条第 2 項には「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状況に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と記載された。2005 年 4 月 1 日に施行された。全 25 条からなる。

3) 「障害者の権利に関する条約」への批准

国連は、2006 年 12 月に“障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進すること”を目的として同条約を採択 (2008 年 5 月発効) した。日本は、2007 年 9 月に同条約に署名し、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置、2011 年 8 月に障害者基本法の改正を行った。そして 2014 年 1 月に批准書を国際連合事務総長に寄託し、同年 2 月 19 日より我が国においても効力が生じることとなった。

4) 「障害者の権利に関する条約」の教育に関する規定 (第 24 条等)

同条項については、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会で、インクルーシブ教育制度 (inclusive education system)、合理的配慮の提供 (reasonable accommodation) の在り方について討議が進められている。2012 年 2 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)」がまとめられた。 inclusive ; 包容する

5) 高等教育における「合理的配慮」について

2012 年 2 月に文部科学省により「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告書 (第一次まとめ)」が取りまとめられ、大学等での合理的配慮、国、関係機関が取り組むべき短期、中・長期的課題について検討がなされた。その中で「合理的配慮」の定義がなされ、合理的配慮の内容が例示された。

6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」の制定

「社会的障壁を取り除くために合理的配慮をすること」などを定めた法律であり、2013 年 6 月に制定された。同法律において、行政機関には「合理的配慮提供」を義務化、民間には努力義務が要請されることとなった。2016 年 4 月 1 日に施行となる。